

栃木県公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、栃木県が製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け及び役務の提供（栃木県建設工事等執行規則（昭和48年栃木県規則第62号）の適用を受ける建設工事及び建設工事関連業務委託に係るものを除く。）の発注する手続を公募型見積合わせにより行う手続の実施に関し、栃木県財務規則（平成7年3月17日栃木県規則第12号）（以下「財務規則」という。）、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年4月1日施行）及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）オープンカウンター

調達に係る見積合わせにおいて、県があらかじめ見積書を徴取する相手方を特定せず、案件を公開し、一定の要件を満たす見積参加希望者から見積書の提出を受けた上で、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

（2）公告

オープンカウンターによる調達において、案件の情報を示した調達公告（別記第1号様式又は別記第2号様式）及びこれを公開する行為をいう。

（3）栃木県電子調達システム（物品等）（以下「電子調達システム」という。）

電子入札システム及び入札情報システム（物品等）から構成され、オープンカウンターによる調達を電子的に行うシステムの総称をいう。

（4）電子入札システム

オープンカウンターに参加しようとする者の利用者登録から見積書提出、見積合わせ及び契約の相手方決定までの一連の事務を、コンピュータ及び電機通信回線（インターネット等）を利用して行う業務処理の体系（以下「電子情報処理組織」という。）をいう。

（5）入札情報システム

公告及び見積合わせ結果を公表する電子情報処理組織をいう。

（6）紙見積

オープンカウンターへの参加において、紙により見積書を提出する方法をいう。

（7）ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

（8）電子くじ

決定となるべき見積書を提出した者が2者以上あったときに、当該見積者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで契約の相手方を決定する仕組みをいう。

(対象契約の範囲等)

第3条 オープンカウンターにより調達することができる契約は、1件の調達案件に係る予定価格が、財務規則第160条各号に定める契約の種類（工事を除く。）に応じ、次の各号に掲げる契約の種類に応じ定める額の範囲内とする。ただし、財務規則第123条第2項に基づき、会計局会計管理課長が行う財産の買入れについては、予定価格が10万円以上300万円以下のものとする。

- (1) 製造の請負 250万円超400万円以下
- (2) 財産の買入れ 160万円超300万円以下
- (3) 物件の借入れ 80万円超150万円以下
- (4) 財産の売払い 50万円超100万円以下
- (5) 物件の貸付け 30万円超50万円以下
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円超200万円以下

(参加資格要件)

第4条 オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- 2 前項第2号に掲げる入札参加資格については、調達案件ごとに別途業種区分を定めることができる。
- 3 第1項第5号の規定にかかわらず、県が必要と判断したときは、栃木県内に本店、支店又は営業所を有さない者をオープンカウンターに参加させることができる。
- 4 第1項各号に定めるもののほか、調達案件の性質等により、必要な参加資格要件を定めることができる。

(実施方法)

第5条 オープンカウンターは、電子調達システムを利用して行うものとする。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (1) 第3条第4号又は第5号に掲げる契約の種類であるとき。なお、この場合においても、入札情報システムにおいて公告し、紙見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定するものとする。

(2) 電子調達システムの障害等により当該システムの利用が不能となったとき。

(調達案件の公開)

第6条 オープンカウンターによる調達を行うときは、火曜日又は金曜日（閉庁日の場合は次の開庁日）に、入札情報システムにおいて公告するものとする。

(同等品の承認等)

第7条 第3条第2号又は第3号に掲げる契約の種類において、公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（以下「同等品」という。）による見積書の提出は認めないものとする。

ただし、あらかじめ公告により同等品を認めている場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、同等品による見積書の提出を希望する者は、指定された期日までに同等品であることを証明する資料及びその他必要な資料を県宛て提出し、承認を得なければならない。

3 県は、同等品の申請があった場合は、速やかに審査をして、承認の有無を決定し、見積書提出期限の前日までに申請者に伝えるものとする。

(最低制限価格)

第8条 第3条第1号又は第6号に掲げる契約の種類において、県が必要と判断したときは、財務規則第155条に定める最低制限価格を設けることができる。

2 前項の規定により最低制限価格を設けた場合は、公告において、その旨を示すものとする。

3 第1項の規定により最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る見積を行った者は、失格とする。

(見積書の提出期限)

第9条 見積書の提出期限は、案件を公開した日の翌日から起算して6日目（閉庁日の場合は次の開庁日）の午後3時とする。

2 前項の規定にかかわらず、県が必要と判断したときは、見積書の提出期限を、案件を公開した日の翌日から起算して7日目以降の午後3時とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第1号から第3号又は第6号に掲げる契約の種類において、紙見積書を提出する場合の提出期限は、同日の正午までとする。

4 提出された見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(電子入札システムによる見積書の提出)

第10条 電子入札システムの利用に当たっては、ICカードにより利用者の認証を行うものとする。

2 見積参加希望者は、電子入札システムにおいて見積書を提出する場合は、公告の内容を確認し、前条に定める提出期限までに、次の各号に定める事項を当該システムに入力しなければならない。

(1) 見積金額（消費税及び地方消費税を除く。）

- (2) くじ番号
- (3) 連絡先氏名、連絡先

(紙による見積書の提出)

第11条 見積参加希望者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙見積書（別記第3号様式）により見積書を提出するものとする。

- (1) 第3条第4号又は第5号に掲げる契約の種類であるとき。
 - (2) 電子入札システムを利用することが困難なとき。
- 2 見積参加希望者は、前項の規定により紙見積書を提出する場合は、公告の内容を確認し、次の各号に定める事項を当該見積書に記載しなければならない。
- (1) 見積年月日
 - (2) 住所又は所在地、商号又は名称、契約等権限者職氏名、見積書発行責任者氏名、担当者氏名、連絡先
 - (3) 調達所属名・管理番号
 - (4) 調達案件名称
 - (5) 見積金額（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (6) くじ番号
- 3 紙見積書は、第9条に定める提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便で期限必着とする。）により、公告に示す提出場所に提出しなければならない。
- 4 紙見積書の作成に当たっては、オープンカウンター見積書（別記第3号様式）を使用できるものとする。
- 5 紙見積書は、封筒に入れ封かんし、封筒の表に商号又は名称（個人に当たっては氏名）、調達所属名・管理番号及び調達案件名称を明記の上、「オープンカウンター見積書在中」と朱書するものとする。

(見積書の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第4条に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 第7条から第11条までの規定に反して提出した見積書
- (3) 同じ案件について、同一者が2通以上提出した見積書（同一者が電子入札システムと紙見積の両方により行った場合を含む。）
- (4) 他者のICカードを不正に取得し、他者になりすまして参加した者の見積書
- (5) 契約の相手方の決定の日において有効期限を過ぎるICカードを使用した見積書
- (6) 不正な手段により改ざんされた事項が認められた見積書
- (7) ICカードの不正使用等があった場合の見積書
- (8) 談合その他不正の行為により提出した見積書
- (9) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭な見積書
- (10) 金額を訂正した見積書

(積算内訳書の提出)

第13条 県が必要と判断したときは、見積書の提出と併せてオープンカウンター積算内訳書を提出させることができる。

2 前項の規定により積算内訳書を提出させる場合は、公告において、その旨を示すものとする。

3 オープンカウンター積算内訳書は、当該案件の積算内訳の確認に用いるものであって、見積及び契約上の権利を生じさせるものではない。

(契約の相手方の決定等)

第14条 契約の相手方の決定（見積合わせの実施）は、第9条に定める提出期限後に行うものとする。

2 第3条第1号から第3号又は第6号に掲げる契約の種類については、次の各号の方法により契約の相手方を決定するものとする。

(1) 紙見積書がある場合は、はじめにその見積書を開封して見積金額及びくじ番号を電子入札システムに登録した上で、見積金額の比較を行うものとする。

(2) 見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

(3) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

(4) 予定価格の制限の範囲内での見積書の提出がないときは、最低価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴することができる。ただし、第8条第3項の規定により失格となった者からは、再度見積書を徴することができない。なお、再度見積書を徴する場合、電子入札システムによる見積合わせの実施は中止した上で、紙見積書を徴するものとする。

(5) 契約の相手方を決定したときは、電子入札システムにより見積書を提出した全ての者に対し、当該システムにより契約の相手方として決定された者及び決定金額を通知するものとする。ただし、紙見積書を提出した者については、当該提出者が契約の相手方として決定された場合に限り、電話等により決定した旨を伝えるものとする。

3 第3条第4号又は第5号に掲げる契約の種類については、次の各号の方法により契約の相手方を決定するものとする。

(1) 見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

(2) 予定価格以上で最高価格をもって有効な見積書を提出した者が2者以上あるときは、電子くじに準ずる方法により契約の相手方を決定するものとする。

(3) 予定価格以上の見積書の提出がないときは、最高価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴することができる。

(4) 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、電話等により決定した旨を伝えるものとする。

4 見積書を提出した者が1者であった場合でも、オープンカウンターは有効に成立するものとする。

(見積合わせ結果の公表)

第15条 オープンカウンターの結果については、入札情報システムにおいて全ての見積者の商号又は名称及び見積金額を公表するものとする。

2 前項については、契約の相手方を決定した日の翌日までに公表し、1か月間公表するものとする。

(契約の締結等)

第16条 財務規則第141条に基づき、書面による契約の締結が必要な場合は、公告において、その旨を示すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公告において「電子契約可」と示すものについては、栃木県電子契約実施要領（令和6（2024）年4月1日施行）の適用を受ける県が指定した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約による締結を可とする。

附 則

1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。

2 公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領（平成28（2016）年4月1日施行）及び公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領細則（令和5（2023）年11月17日施行）は廃止する。

別記第1号様式（最低価格）

オープンカウンターによる調達公告

年 月 日

調達所属名・管理番号			
調 達 案 件 名 称			
数 量			
納入（履行）場所			
納入（履行）期限（期間）		年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）	
仕 様 ・ 規 格 等			
同 等 品 の 可 否		可 ・ 不可 ・ 非該当	
参加要件	競争入札参加資格	指定無 ・ 指定有（以下のとおり。）	
	業 種 区 分	業種区分を指定する場合は記載	
	地 域 要 件	地域要件を記載	
	そ の 他		
見積（契約）方法		総価契約 ・ 単価契約 ・ 月額契約 ・ 年額契約	
見 積 金 額		消費税及び地方消費税を除く金額とすること。	
見積書提出期限	電子	年 月 日（ ）	午後3時
	紙		正午
見 積 書 提 出 場 所			
見積書提出方法	電子	電子入札システムに見積金額等を入力すること。	
	紙	上記提出場所に紙見積書を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。	
契約者の決定方法		見積書提出期限（電子）後、電子入札システムにより見積合わせを実施する。 見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。	
結果通知の方法	電子	全見積書提出者に対し、電子入札システムにより見積結果通知書を送付する。	
	紙	紙見積書提出者が契約の相手方として決定された場合に限り、電話等により決定した旨を伝える。なお、他の者も、入札情報システムにより結果を閲覧できる。	
最低制限価格の有無		有 ・ 無	
積算内訳書の有無		有 ・ 無	
契約書作成の有無		有 ・ 無	
契 約 金 額		契約金額に関すること（消費税及び地方消費税の加算方法等）を記載	
そ の 他		オープンカウンターに関し必要な事項は、栃木県公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領（令和7（2025）年4月1日施行）の定めるところによる。	
本案件に関する連絡先			

別記第2号様式（最高価格）

オープンカウンターによる調達公告

年 月 日

調達所属名・管理番号		
調 達 案 件 名 称		
数 量		
売 払（貸付）場 所		
売払（貸付）期限（期間）		年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
仕 様 ・ 規 格 等		
参加要件	競争入札参加資格	指定無 ・ 指定有（以下のとおり。）
	業 種 区 分	業種区分を指定する場合は記載
	地 域 要 件	地域要件を記載
	そ の 他	
見積（契約）方法		総価契約 ・ 単価契約 ・ 月額契約 ・ 年額契約
見 積 金 額		消費税及び地方消費税を除く金額とすること。
見積書提出期限		年 月 日（ ）午後3時
見積書提出場所		
見積書提出方法		上記提出場所に紙見積書を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。
契約者の決定方法		見積書提出期限後、見積合わせを実施する。 見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。
結 果 通 知 の 方 法		契約の相手方として決定された者に対し、電話等により決定した旨を伝える。 なお、他の者も、入札情報システムにより結果を閲覧できる。
積算内訳書の有無		有 ・ 無
契約書作成の有無		有 ・ 無
契 約 金 額		契約金額に関すること（消費税及び地方消費税の加算方法等）を記載
そ の 他		オープンカウンターに関し必要な事項は、栃木県公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領（令和7（2025）年4月1日施行）の定めるところによる。
本案件に関する連絡先		

オープンカウンター見積書

年 月 日

栃木県知事 様
（公所の場合は公所長宛て）

住所又は所在地
商号又は名称
契約等権限者職氏名
見積書発行責任者氏名
担当者氏名
電話番号

下記のとおり見積します。

記

- 1 調達所属名・管理番号

--

- 2 調達案件名称

--

- 3 見積金額（消費税及び地方消費税を除く。）

金	円
---	---

（注）・見積金額は、算用数字で記載すること。

- 4 くじ番号

--	--	--

（注）・くじ番号は、任意の3桁の算用数字（000～999）を記載すること。

・くじ番号の記載がない場合又は判読が不能の場合、くじ番号は、見積金額の上3桁（3桁に満たない場合は3桁となるように頭部に0を付ける。）とする。